

第7回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成31年1月25日(金) 午後3時30分～4時13分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (15人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	3番 源田 竹志
4番 林郷 ケイ子	5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治
7番 舘野 栄子	8番 川崎 和志	9番 大粒来 清美男
10番 軒 保	11番 北村 卓也	12番 下田 博美
13番 馬場 賢一	14番 塩倉 健一	15番 高城 健一

4 欠席委員 (0人)

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (11人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	明戸 巖
坂澤 勉	山道 慶蔵	金澤 百年	川原 由次郎
林郷 永吉	下権谷 由雄	塩倉 康美	

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法の適用外証明について

第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第5号 平成31年度洋野町農業労賃標準額設定検討会の設置及び委員の選任について

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

係長	猪石 秀美
主任	佐々木 えり子
主任	滝谷 光成
主事	中里 利則

8 会議の概要

- 議長 ただ今から、第7回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め15人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。
-

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番 馬場委員、14番 塩倉委員を指名
したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
○議長 異議なしと認め、両人を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとすることに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
○議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長 それでは、議事に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番
までを一括上程いたします。詳細について事務局から説明いたさせます。
○事務局 議長。
○議長 はい。
○事務局 議案書1ページをお開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番から番号3番について、ご
説明いたします。
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決
を求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番
〇、地目 畑、面積 1,069 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 6,738
m²、合計2筆、7,807 m²であります。
権利区分は 売買で、共有持分5分の1の移転であります。譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇
地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は 田 3,150 m²、畑 213 m²、計 3,363
m²で、農業従事者は、2人です。
譲渡人の住所は、〇〇県〇〇 〇〇 〇番〇号、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、田
1,347 m²、畑 213 m²、計 1,560 m²であります。
申請事由は、現在耕作している農地の持分5分の1を買受けしようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成 31 年 1 月 17 日に □□委員、□□推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 1 ページから 4 ページをご覧ください。

1 ページは 位置図と現況写真であります。写真①は申請地の南東側から、写真②、③は、申請地の北西側からと南西側から写したものです。

2 ページは 公図、3・4 ページは 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないものと思われるものであります。

番号 2 番の申請であります。許可を受けようとする土地の表示、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 畑、面積 739 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 畑、面積 400 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 畑、面積 977 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 523 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田 面積 527 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 387 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 1,019 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 351 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 488 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 446 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 431 m²、洋野町○○第○地割字○○○番○、地目 田、面積 309 m²、合計 12 筆、6,597 m²であります。

権利区分は 贈与、譲受人の住所は、洋野町○○第○地割○番地、氏名は、○○ ○○ 氏、経営面積は 自作地 田 10,694 m²、畑 2,116 m²、計 12,810 m²で、農業従事者は、3 人であります。

譲渡人の住所は、洋野町○○第○地割○番地、氏名は、○○ ○○ 氏、経営面積は、同一世帯につき省略いたします。

申請事由は、後継者である長男に贈与しようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成 31 年 1 月 17 日に □□委員、□□推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 5 ページから 15 ページをご覧ください。

5 ページから 8 ページは 位置図と現況写真であります。写真①、②は申請地の南西側から、写真③は南東側から、写真④、⑤は西側から、写真⑥、⑦、⑧は南側から、写真⑨は北西側から、写真⑩は西側から写したものであります。

9 ページから 13 ページは 公図、14・15 ページは 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

次に、番号 3 番の申請です。許可を受けようとする土地の表示、洋野町○○字○○○番○、地目 畑、面積 7,817 m²、洋野町○○字○○○番○、地目 畑、面積 977 m²、洋野町○○字○○○番○、地目 畑、面積 4,251 m²、洋野町○○字○○○番○、地目 畑 1,409 m²、洋野町○○字○○○番○、地目 畑、面積 1,467 m²、洋野町○○字○○○番○、地目 畑、面積 11,194 m²、合計 6 筆、27,115 m²であります。

権利区分は 売買、譲受人の住所は、洋野町○○字○○○番地、氏名は、○○ ○○ 氏、経営面積は 自作地、畑 28,116 m²、農業従事者は、3 人であります。

譲渡人の住所は、○○県○○○○○番地○、氏名は、○○ ○○氏、経営面積は、畑 27,115 m²であります。

申請事由は、耕地拡張のため買受けるものであります。

当該土地への現地調査は、平成 31 年 1 月 17 日に、□□委員、□□推進委員により行っております。

お手元の 提出資料ですが、16 ページから 25 ページをご覧ください。

16 ページから 17 ページは 位置図と現況写真であります。写真①、②は申請地の南西側から、写真③は南側から、写真④は北西側から、写真⑤は南東側から、写真⑥は北東側から写したものであります。

18 ページから 23 ページは 公図、24・25 ページ は 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第 3 条第 2 項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました農業委員及び推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。番号 1 番及び番号 2 番について、□□委員、お願ひいたします。

○□□委員 はい。はじめに、番号 1 番についてですが、□□推進委員さんと共に 1 月 17 日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、農地を相続した譲渡人は町外に住んでおり今後、耕作しないため、この農地の近くで営農している親戚の譲受人に使用させていたもの売り渡すものです。

現地はビニールハウス栽培と稲作で農地として適正に管理されていまして、許可しても問題ないと思ひます。

次に、番号 2 番についてですが、この申請地は、農地を耕作していた譲渡人が高齢となったため、一緒に営農している後継者の息子に贈与するものです。

現地は畑作や牧草と稲作ですべて営農しており、農地として適正に管理されていまして、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告いたします。

○議長 ありがとうございます。次に、番号 3 番について、□□推進委員お願ひいたします。

○□□推進委員 はい。□□農業委員さんと共に 1 月 17 日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、譲渡人が遠方に住んでおり、仕事の都合で町に戻るものが無くなったため、近隣の農地の所有者で耕地拡張を予定している譲受人に売渡すものです。

現地は一部を除き牧草やデントコーンが作付けされ、耕作されていない農地は草刈りをして適正に管理されていまして、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。

農地法の 3 条でございますので、農地としてそのまま権利の移動をするものであります。これより質疑を行います。質疑ございませんか。何か、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第 1 号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 1 番から番号 3 番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 (会長) 異議なしと認め、議案第 1 号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細については、事務局から説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 猪石係長。

○事務局 議案書 4ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番についてご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたって、係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 75㎡、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 153㎡、合計2筆、228㎡を、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇 氏が、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇 氏から、使用貸借により一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成31年1月17日に、□□委員、□□推進委員により行っております。お手元の 総会提出資料 26ページから 36ページをご覧ください。

26ページは位置図と現況写真で、写真は申請地の東側から写したものであります。27ページは公図、28ページは付近状況図、29ページは利用計画図、30ページは配置図、31・32ページは建物平面図、33ページは立面図、34ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇から〇に約2kmの位置にあり、〇側を宅地及び田、〇側を畑、〇側を宅地、〇側を宅地と畑に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと思われることから位置的な問題はないものと考えます。

35ページ、36ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書 になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に分類されますが、転用目的がその集落に居住する者の日常生活上必要な施設に該当するため、不許可の例外である「集落接続」により許可できることを確認しており、転用目的が住宅建築用地であることから、農地種類と転用目的は問題ないものと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、申請人は、現在、妻の両親と同居しておりますが、住宅の新築に当たっては、これまで同様、妻の両親と協力しあって暮らしていける距離の土地を探していたものであります。申請地は、妻の実家の隣接地で、平坦で、住宅に適した土地であることから選定したもので、当該地以外に適地がなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

以上、説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

□□推進委員、お願いします。

□□□推進委員 はい。□□農業委員さんと共に1月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、長年休耕している農地に貸付人の家に同居していた娘婿の借受人が、使用貸借により住宅建築のため農地転用することです。

現地は草刈りをして適正に管理されておりましたが、今後も耕作する見込みがなく、家族が増えたことで同居している住宅が手狭となったことから、互いに面倒見やすい同居住宅の近くに建築するものだそうです。

今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。

5条は、他人に権利移動、地目変更も含むということで、5条申請でございます。現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑、ございませんか。ご質問等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、「議案第2号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農地法の適用外証明について、番号1番を上程いたします。詳細について、事務局より説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 猪石係長。

○事務局 議案書5ページお開き願います。

議案第3号 農地法の適用外証明について、ご説明いたします。

登記簿の地目が農地であります。農地以外の目的に供され、農地法の適用外である旨の証明願が提出されましたので、本委員会の議決を求めるものであります。

番号1番の証明願ですが、土地の表示は、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇 地目 田 面積 48㎡、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 66㎡、合計2筆、114㎡であります。

願出人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇 氏であります。

農地以外の目的に供されるに至った時期及び理由ですが、平成元年に、洋野町〇〇第〇地割〇番〇に住宅を建築し、この翌年に、住宅の隣に小屋を建築した際、農地にはみでる形で建築しており、これまで、建物敷地、通路及び駐車場として、一体的に宅地利用してきたものです。

当該土地への現地調査は平成31年1月17日に□□委員、□□推進委員により行っております。

なお、当該手続きについては、今回、農地法第5条申請のための土地の分筆作業を行う中で判明したもので、その経過につきましては、本人より顛末書が提出されております。

総会提出資料37ページから40ページをご覧ください。

37ページは位置図と現況写真であります。写真は、現地を南東側から写したものであります。

38ページは公図、39ページは付近近況図、40ページは配置図であります。

適用外証明ができる範囲は、農地台帳上の地目が農地で、現況が既に農地以外の土地となっている場合であり、かつ必要な要件のいずれかに該当しなければ適用できないことになっております。

今回の場合は、平成2年から宅地として使用しているため、農地法関係事務処理要領の第3の2の(4)に該当し、農地以外になってから20年以上を経過し、農地に復旧することが著しく困難と認められることから、農地法の適用を受けない土地であると判断するものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問等ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。議案第3号 農地法の適用除外証明について、番号1番は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について所有権移転、番号1番から番号2番、利用権設定番号1番から番号2番を一括上程いたします。

なお、所有権移転番号2番は、□番 □□委員の案件になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、先に所有権移転番号1番、利用権設定番号1番から2番までを審議、採決し、その後、所有権移転番号2番の審議、採決を行うことと致します。

詳細について、事務局より説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 猪石係長。

○事務局 議案書6ページをお開き願います。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、所有権移転2件、利用権設定2件の審議をお願いするものであります。

なお、町長からの通知書の写しは、総会提出資料41ページにありますので、後刻ご覧いただきたいと思ひます。

議案書6ページから7ページは農用地利用集積計画総括表であります。詳細につきましては、8ページからの1.各筆明細で説明いたします。

所有権移転 番号1番であります。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所は、○○ ○○氏、○○市○○ ○番○号、所有権の移転をする者の氏名及び住所は、○○ ○○氏、洋野町○○第○地割○番地○号、利用権を設定する土地、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 畑、面積 7,000㎡、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 畑、面積 20,232㎡、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 畑、面積 2,437㎡、洋野町○○第○地割字○○ ○番、地目 畑、面積 2,271㎡、洋野町○○第○地割字○○ ○番、地目 田、面積 2,631

m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 2,380 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 603 m²、合計7筆、37,554 m²であります。

所有権の移転の内容ですが、利用目的 普通畑及び水田、所有権の移転時期 平成31年1月28日、対価〇〇〇円、対価の支払方法 口座振込、対価の支払期限及び引渡の時期 平成31年2月26日となっております。

9ページの2共通事項は省略をさせていただきます。

次に、議案書12ページをお開き願います。

利用権設定番号1番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、〇〇市〇〇〇〇第〇地割〇番地〇 利用権を設定する土地、洋野町〇〇第〇地割〇番、地目 田、面積 1,840 m²、洋野町〇〇第〇地割〇番、地目 田、面積 2,215 m²、洋野町〇〇第〇地割〇番、地目 田、面積 1,390 m²、合計3筆、5,445 m²であります。

設定する利用権として、利用権の種類は使用貸借、内容は、田、始期は平成31年2月1日、存続期間は平成36年1月31日までの5年間であります。

13ページ、14ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

次に、議案書15ページをお開き願います。

利用権設定番号2番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、利用権を設定する者の氏名及び住所は、〇〇 〇〇氏、〇〇市〇〇〇〇 〇-〇、利用権を設定する土地、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 16,420 m²、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 5,070 m²、洋野町〇〇第〇地割〇番〇、地目 畑、面積 1,332 m²、合計3筆、22,822 m²であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成31年2月1日、存続期間は平成37年1月31日までの6年間、賃借料は10a当たり〇〇円、支払方法は、口座振込によるものであります。

なお、当該地は未相続地となっておりますので、法定相続人からの同意書が提出されております。

16ページ、17ページの2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略をさせていただきます。

以上、説明といたします。よろしくお願いいいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより、所有権移転番号1番、利用権設定番号1番から番号2番について、質疑を行います。質疑、ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転番号1番、利用権設定番号1番から番号2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、所有権移転番号1番、利用権設定番号1番から番号2番は、原案のとおり決定いたしました。

□番 □□委員は、退室願います。

(□□委員退室)

○議長 次に、所有権移転番号2番を上程いたします。

詳細については、事務局より説明願います。

○事務局 議長。

○議長 猪石係長。

○事務局 議案書10ページをお開き願います。

所有権移転 番号2番であります。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所は、○○ ○○ 氏、○○市○○○○ ○番○号、所有権の移転をする者の氏名及び住所は、○○ ○○ 氏、洋野町○○第○地割○番地○、所有権を移転する土地、洋野町○○第○地割○番、地目 畑、面積 16,722㎡であります。

所有権の移転の内容ですが、利用目的 普通畑、所有権の移転時期ですが、平成31年1月28日、対価 ○○○円、対価の支払方法 口座振込、対価の支払期限及び引渡の時期 平成31年2月26日となっております。

11ページの2共通事項は省略させていただきます。

以上説明いたします。よろしく願います。

○議長 事務局の説明が終わりました。質疑、ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転番号2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、所有権移転番号2番は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、□番 □□委員の入室を許可します。

(□□委員入室)

.....

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第7 議案第5号 平成31年度洋野町農業労賃標準額設定検討会の設置及び委員の選任について、上程いたします。

詳細について事務局より説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 猪石係長。

○事務局 議案書18ページをご覧願います。

議案第5号 平成31年度洋野町農業労賃標準額設定検討会の設置及び委員の選任について、ご説明をいたします。

平成31年度の洋野町農業労賃標準額設定にあたり、かかる意見を広く聴取するため、検討会を設置し、その委員を選任するものであります。

検討会の委員の構成員としては、雇用者代表4人、被雇用者代表4人、学識経験者6人と前年度と同様に考えております。

議案書 19 ページをご覧ください。

検討会委員の案であります。

はじめに、雇用者代表の委員といたしましては、中野南区地区の 大粒来 清美男 農業委員、城内地区の 坂野 勉 氏、二ツ屋地区の 北村 卓也 農業委員、弥栄地区の 北村 喜美雄 氏の 4 名の方々となります。

次に被雇用者代表の委員といたしましては、宿戸地区の 高屋敷 健一 氏、和座地区の 前田 進 氏、下明戸地区の 遠藤 健次郎 氏、下帯島地区の 苗代澤 佳智 氏 の 4 名の方々となります。

次に学識経験者の委員といたしましては、久慈農業改良普及センター 普及課長の三熊有孝氏、岩手県農業共済組合 北部地域センター長 永田好則氏、新岩手農業協同組合 久慈営農経済センター長 佐々木久志氏、一般社団法人大野畜産公社 場長 岩山義明氏、洋野町役場 農林課長 佐々木安武 氏、そして洋野町農業委員会 高城会長の 6 名で、計 14 名の方々に委員をお願いしようとするものであります。

検討会の設置及び委員の選任について、ご審議くださいますようお願いいたします。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 今、検討委員の案はここに出しております。これより、質疑を行います。 質疑ございませんか。案のとおりでよろしいですか。

(「なし」「良いです」の声)

○議長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 5 号 平成 31 年度洋野町農業労賃標準額設定検討会の設置及び委員の選任について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第 5 号は、原案のとおり決定いたしました。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長 次に、日程第 8 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から報告いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 猪石係長

○事務局 議案書 20 ページを お開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領 により、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号 1 番から番号 6 番までの 6 件につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった 6 件のうち、権利を取得した事由は、5 件が相続、1 件が時効取得であります。また、あつせん希望の有無は、6 件とも無で 提出されております。

関係資料は、総会提出資料 42 ページから 47 ページとなっておりますので、後刻、ご覧いただきたいと思ひます。

以上、報告といたします。よろしく お願いいたします。

○議長 ただ今のは、報告事項でございます。

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑、ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....
○議長 これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第 7 回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。